

8 社会参加

【基本方針】

誰もが、地域活動やスポーツ・文化活動、余暇活動等に参加することを通じて、地域生活の充実を図ります。

基本施策

施策

(1) 外出支援

- ① 移動手段の充実
- ② 助成制度による支援

(2) 地域活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加の促進

(3) スポーツ・文化活動、
余暇活動の充実

- ① 障がい者スポーツの振興
- ② 文化活動への支援
- ③ 余暇活動の充実

(1) 外出支援

【現状と課題】

- アンケート調査では「外出や社会参加をするにあたって必要なもの」について、「外出時の移動支援」と回答した人が21.1%と最も多くなっています。障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、外出支援を行っています。

【取り組みの方向性】

障がいのある人の外出支援を行うことで、地域での自立した生活及び社会参加を促進します。

① 移動手段の充実

| 取り組み | 内容 |
|----------------------------|---|
| 1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。 |
| 2. リフト付福祉バスの貸出（障害保健福祉課） | 歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。 |
| 3. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）【再掲】 | NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。 |
| 4. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。 |

② 助成制度による支援

| 取り組み | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。 |
| 2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）【再掲】 | 身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。 |

| 取り組み | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 3. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人にタクシー券を交付します。 |
| 4. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。 |
| 5. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。 |

(2) 地域活動への参加の促進

【現状と課題】

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現には、市民やボランティア、障害者団体等の参加による啓発活動等により、障がいや障がいのある人についての理解を促進することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいのある人とその家族の地域行事への積極的な参加や障がい者団体の活動を支援することにより、地域との交流や理解促進を図ります。

また、障害者週間に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催をするなど、多様な活動を行う障がい者団体の活動を広く紹介し、つながりを持ってない人と障がい者団体をつなぐことで社会参加を促進します。

① 地域活動への参加の促進

| 取り組み | 内容 |
|------------------------------------|---|
| 1. 施策へ当事者が参画できる仕組みの検討（障害保健福祉課） | 障がい福祉施策の検討及び PDCA サイクルによる事業管理において、障がいのある人及びその家族等の当事者の参画を推進する。 |
| 2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）【再掲】 | ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。 |
| 3. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課）【再掲】 | 障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。 |
| 4. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。 |
| 5. 障害者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。 |
| 6. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）【再掲】 | 視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。 |

| 取り組み | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 7. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。 |
| 8. 補助犬イベントの開催（障害保健福祉課）【再掲】 | 補助犬イベントを開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。 |
| 9. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課） | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ⁴⁶ 所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。 |

46 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では「最近行った外出や社会参加」について、「スポーツ」と回答した人が6.8%、「文化芸術活動」と回答した人が6.3%と低くなっています。
障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツや芸術、文化活動等に親しめる機会をつくり、一層の普及に努める必要があります。
- ・ 障がいのある人の生活と社会を豊かにするために、障がいのある人が多様な余暇活動に参加することができるよう、人材の確保や養成、施設の整備等の環境づくりを進めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、スポーツや文化芸術に親しみやすい環境を整備するとともに、充実した余暇活動を過ごすことができるよう機会の提供を行います。

① 障がい者スポーツの振興

| 取り組み | 内容 |
|---|---|
| 1. 浜松市障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）【再掲】 | 障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。 |
| 2. 静岡県障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）【再掲】 | 静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。 |
| 3. 全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣（スポーツ振興課） | 全国障害者スポーツ大会に浜松市選手団を派遣します。 |
| 4. 浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放（障害保健福祉課） | 発達医療総合福祉センターの体育館とプールの一般開放及び障がい者団体への貸し出しを行います。 |

② 文化活動への支援

| 取り組み | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 1. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課）【再掲】 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。 |
| 2. 生涯学習事業参加機会の提供（創造都市・文化振興課）【再掲】 | 生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。 |

| 取り組み | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 3. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。 |

③ 余暇活動の充実

| 取り組み | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。 |
| 2. リフト付福祉バスの貸出（障害保健福祉課）【再掲】 | 歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。 |
| 3. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）【再掲】 | NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。 |
| 4. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。 |
| 5. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）【再掲】 | 身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。 |
| 6. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人にタクシー券を交付します。 |
| 7. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。 |
| 8. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。 |
| 9. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】 | 障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。 |

第2部 第7期障がい福祉実施計画

第3期障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

「第7期浜松市障がい福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画」(以下「本計画」)は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18(2006)年厚生労働省告示第395号:令和5(2023)年5月19日改定)(以下「基本指針」)に則し策定するものです。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業)及び障害児通所支援等(障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援)を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

なお、第7期浜松市障がい福祉実施計画と第3期浜松市障がい児福祉実施計画は一体のものとして策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

なお、本計画は、第4次浜松市障がい者計画の分野別施策「2生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、基本指針を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

4 計画で定める項目

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるよう、基本指針に即して次の7つの成果目標を設定するとともに、計画期間の3年間における各サービス等の見込量を定めます。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

5 計画の基本理念

本計画は、第4次浜松市障がい者計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」を踏まえ、同一の理念とします。

6 計画の推進体制

(1) 策定体制

本計画は、施策推進協議会、障がい者自立支援協議会に意見を伺い、策定しました。

また、地域のニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成する必要があることから、障害福祉サービス等利用者へのアンケート調査や障害福祉サービス等事業所への訪問調査、パブリック・コメント⁴⁷を実施し、市民の皆様にご意見をいただきました。

(2) 評価体制

本計画に定める事項について、PDCA サイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、施策推進協議会、障がい者自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

47 パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

7 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び

第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況

(1) 成果目標（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標）に対する実績

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値として設定し、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの地域移行者数は49人となりました。

| 項目 | 実績 | | 目標 |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
| 入所施設からの地域移行 | 22人 | 27人 | 累計で45人 |
| 施設入所者数 | 665人 | 675人 | 令和5年度までに639人 |
| ・施設入所者の高齢化や重度化が進んでおり、重度の障がいのある人の地域移行の推進に向けて支援体制の検討を進めます | | | |

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無にかかわらず、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりを進めるために、令和2（2020）年度に「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」を設置し、関係領域の協議の場として代表者会議を年2回、実務者レベルの企画会議と各ワーキンググループを月1回開催することにより、保健、医療、福祉の職員が参加する研修会を開催し、日常的な連携が強化されました。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備するために、国の方針である地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証・検討回数、緊急時における連絡体制の整備、障がいのある人の将来を見据えた適切な生活の場への移行支援、様々な社会資源の連携体制構築、専門的な人材育成等を目標としました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

令和5（2023）年度中に一般就労に移行する人数を219人とし、就労支援施設等から一般就労への移行を推進しました。

| 項目 | 実績 | | 目標 |
|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
| 一般就労移行者数 | 176人 | 179人 | 219人 |
| うち就労移行支援事業利用者 | 144人 | 154人 | 164人 |
| うち就労継続支援A型事業利用者 | 13人 | 18人 | 30人 |
| うち就労継続支援B型事業利用者 | 12人 | 7人 | 25人 |
| 就労定着支援事業利用者数 | 47人 | 55人 | 154人 |
| 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 | 16事業所のうち 10事業所 (62.5%) | 16事業所のうち 10事業所 (62.5%) | 21事業所のうち 17事業所 (80.9%) |
| <p>・令和4年度実績が179人となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による求人数の減少や実習等の就職活動の機会の減少が原因と考えられます。</p> | | | |

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援の充実を図りました。

| 項目 | 実績 | | 目標 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
| 児童発達支援センター | 5事業所 | 5事業所 | 設置 |
| 希望する児童が保育所等訪問支援を利用できる体制 | 15事業所 | 16事業所 | 維持 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保 | 8事業所 | 8事業所 | 確保 |
| 医療的ケア児等支援協議会 | 設置 | | 設置 |
| 医療的ケア児等コーディネーター | 配置 | | 配置 |
| <p>・医療的ケア児等支援協議会において、医療的ケア児等とその家族が直面する地域全体の課題の対応策の検討を行いました。そこで課題となっていた災害時支援については、医療的ケア児等災害ワーキングを立ち上げ、災害時の対応について検討しました。</p> <p>・また、令和3年度より配置している医療的ケア児等コーディネーターとの連携により、医療的ケア児等の地域支援体制の整備を図りました。</p> | | | |

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を強化するため、障がい者基幹相談支援センターの継続設置及び機能強化を目標としました。基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していくとともに、契約更新に向けて相談体制の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の構築を進めていきます。

| 項目 | 実績 | | 目標 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
| 基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言回数 | 633件 | 531件 | 800件 |
| 相談支援事業者人材育成件数 | 87件 | 76件 | 25件 |
| 地域相談との連携強化の取り組み回数 | 222回 | 257回 | 200回 |

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

厚生労働省が実施する自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とした障害福祉関係指導監督従事職員向け講座に参加し、障害福祉サービスの理解を深めました。

また、請求審査に関する他市町村との意見交換会や静岡県、静岡市と障害福祉事業者指導連絡会を開催し、指導監査結果の共有などにより指導監査の質の向上等に努めました。

引き続き障害福祉サービス等の質の向上のため、国等が実施する研修や講座への参加や関係自治体との情報共有などの取り組みを実施します。

(2) 福祉サービスの見込量に対する実績

① 障害福祉サービス

| | 単位 | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | |
|---|----|-----------------|-------|-----------------|-------|--------|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 実績率 |
| 訪問系サービス | | | | | | |
| 居宅介護 | 人 | 854 | 875 | 895 | 938 | 104.8% |
| 重度訪問介護 | 人 | 72 | 44 | 90 | 49 | 54.4% |
| 同行援護 | 人 | 113 | 119 | 113 | 130 | 115.0% |
| 行動援護 | 人 | 12 | 13 | 13 | 17 | 130.8% |
| 日中活動系サービス | | | | | | |
| 生活介護 | 人 | 1,640 | 1,613 | 1,683 | 1,648 | 97.9% |
| 自立訓練（機能訓練） | 人 | 50 | 37 | 58 | 36 | 62.1% |
| 自立訓練（生活訓練） | 人 | 93 | 77 | 93 | 94 | 101.1% |
| 就労移行支援 | 人 | 341 | 321 | 368 | 327 | 88.9% |
| 就労継続支援（A型） | 人 | 552 | 612 | 571 | 687 | 120.3% |
| 就労継続支援（B型） | 人 | 1,353 | 1,384 | 1,400 | 1,401 | 100.1% |
| 就労定着支援 | 人 | 150 | 139 | 175 | 153 | 87.4% |
| 療養介護 | 人 | 118 | 107 | 130 | 107 | 82.3% |
| 短期入所（福祉型、医療型） | 人 | 544 | 375 | 549 | 462 | 84.2% |
| 居住系サービス | | | | | | |
| 自立生活援助 | 人 | 27 | 1 | 27 | 1 | 3.7% |
| 共同生活援助 | 人 | 589 | 592 | 662 | 706 | 106.6% |
| 宿泊型自立訓練 | 人 | 46 | 28 | 54 | 31 | 57.4% |
| 施設入所支援 | 人 | 639 | 665 | 639 | 675 | 105.6% |
| 相談支援 | | | | | | |
| 計画相談支援 | 人 | 5,494 | 5,708 | 5,708 | 5,999 | 105.1% |
| 地域移行支援 | 人 | 21 | 7 | 21 | 4 | 19.0% |
| 地域定着支援 | 人 | 130 | 112 | 145 | 99 | 68.3% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあります。 ・ 訪問系サービスでは、重度訪問介護において実績が見込みを大きく下回っていますが、利用者数は増加しました。 ・ 日中活動系サービスは、おおむね見込みのとおり推移しました。 ・ 居住系サービスでは、昨年に引き続き共同生活援助の整備が進んだことから利用者数が大幅に増加しました。 | | | | | | |

② 地域生活支援事業

| | 単位 | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | |
|-----------------|------|-----------------|--------|-----------------|--------|--------|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 実績率 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 100.0% |
| 自発的活動支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 100.0% |
| 相談支援事業 | 相談件数 | 30,630 | 39,664 | 31,164 | 38,021 | 122.0% |
| 基幹相談支援センター | か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0% |
| 成年後見制度利用支援事業 | | | | | | |
| 市長申し立て | 利用件数 | 13 | 6 | 15 | 4 | 26.7% |
| 報酬費助成 | 利用件数 | 85 | 80 | 95 | 91 | 95.8% |
| 成年後見制度法人貢献支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 100.0% |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | |
| 手話通訳者派遣事業 | 派遣件数 | 1,300 | 1,025 | 1,300 | 1,052 | 80.9% |
| 要約筆記者派遣事業 | 派遣件数 | 80 | 32 | 80 | 47 | 58.8% |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | |
| 日常生活用具給付等事業 計 | 給付件数 | 17,738 | 16,769 | 18,123 | 16,861 | 93.0% |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 65 | 40 | 70 | 45 | 64.3% |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 94 | 75 | 98 | 78 | 79.6% |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 132 | 140 | 138 | 93 | 67.4% |
| 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数 | 818 | 691 | 892 | 702 | 78.7% |
| 排せつ管理支援用具 | 給付件数 | 16,612 | 15,800 | 16,907 | 15,924 | 94.2% |
| 居宅生活動作補助用具 | 給付件数 | 17 | 23 | 18 | 19 | 105.6% |
| 奉仕員養成研修事業 | | | | | | |
| 手話奉仕員養成講座 | 修了者数 | 60 | 1 | 60 | 82 | 75.0% |
| 要約筆記者養成講座 | 修了者数 | 10 | 8 | 10 | 3 | 30.0% |
| 移動支援事業 | 利用者数 | 400 | 329 | 430 | 353 | 82.1% |
| 地域活動支援センター | か所数 | 7 | 6 | 7 | 6 | 85.7% |
| 発達障害者支援センター運営事業 | か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0% |
| 障害児療育支援事業 | か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0% |
| 意思疎通支援者養成研修事業 | | | | | | |
| 手話・通訳 | 修了者数 | 25 | 19 | 27 | 21 | 77.8% |
| 盲ろう | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 100.0% |
| 失語症 | 修了者数 | 7 | 2 | 7 | 2 | 28.6% |
| 意思疎通支援者派遣事業 | | | | | | |
| 手話・通訳 | 利用件数 | 28 | 4 | 28 | 8 | 28.6% |
| 盲ろう | 利用件数 | 896 | 529 | 896 | 365 | 40.7% |

| | 単位 | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | |
|--|------|-----------------|-----|-----------------|-----|--------|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 実績率 |
| 発達障害者支援地域協議会 | 開催数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100.0% |
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | 592 | 528 | 586 | 539 | 92.0% |
| 社会参加促進事業 | | | | | | |
| スポーツ・レクリエーション | 実施回数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0% |
| 芸術・文化 | 実施回数 | 3 | 0 | 3 | 2 | 66.6% |
| 点字・声の広報 | 実施回数 | 140 | 190 | 140 | 190 | 135.7% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多くのサービスでおおむね計画どおりの実績となっています。 ・相談支援事業では、地域におけるきめ細かな相談対応を実施できています。 | | | | | | |

③ 児童福祉法に規定するサービス

| | 単位 | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | |
|---|------|-----------------|-------|-----------------|-------|--------|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 実績率 |
| 障害児通所支援 | | | | | | |
| 児童発達支援 | 人 | 1,249 | 1,332 | 1,307 | 1,460 | 111.7% |
| 放課後等デイサービス | 人 | 2,285 | 1,993 | 2,469 | 2,069 | 83.8% |
| 保育所等訪問支援（年度合計） | 人 | 835 | 839 | 854 | 962 | 112.6% |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人 | 6 | 2 | 6 | 3 | 50.0% |
| 障害児入所支援 | | | | | | |
| 福祉型 | 人 | 46 | 40 | 46 | 46 | 100.0% |
| 医療型 | 人 | 26 | 23 | 26 | 16 | 61.5% |
| 障害児相談支援 | 人 | 4,380 | 4,317 | 4,717 | 4,776 | 101.3% |
| 医療的ケア児等コーディネーター | 配置有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 100.0% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の利用者数は増加傾向にあります。 ・放課後等デイサービス事業所は、実績が見込みを下回っていますが、利用者数は増加しています。 | | | | | | |

第2章 令和8年度の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第5期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

1 施設入所者の地域生活への移行

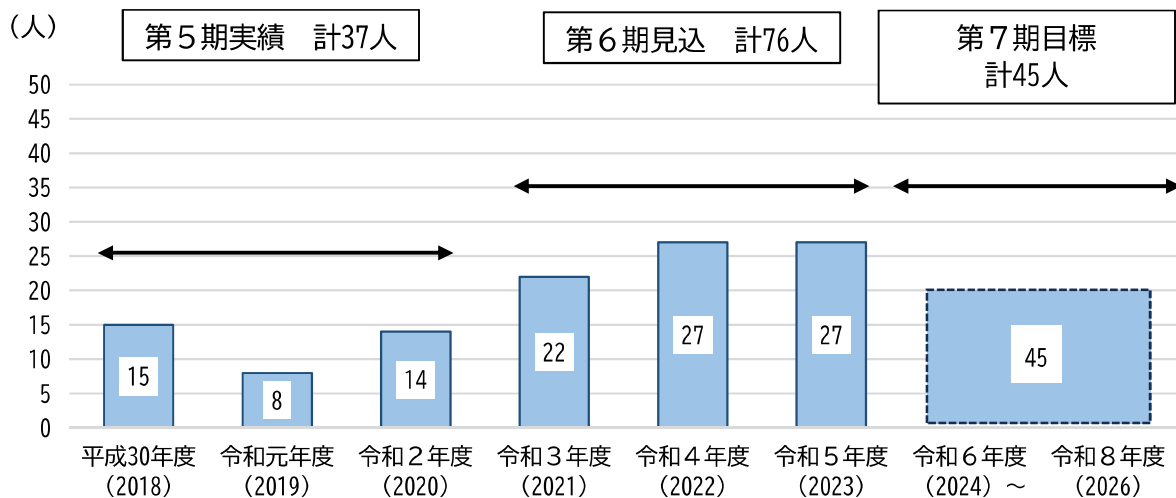
【国の基本指針】

- ・令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- ◆令和8（2026）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数を目標値として設定します。
- ・令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数675人のうち、45人（令和4年度末施設入所者数の6.6%）が地域生活へ移行するものとします。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。
- ・重度の障がいのある人の地域移行を推進するため、支援者が学ぶ機会を検討するなど、地域生活へ移行しやすくする取り組みを行います。
- ・地域移行の受け皿となるグループホームの整備について、事業者に働きかけをします。

【施設入所者の地域生活への移行の実績と見込】



【施設入所者の地域生活への移行の目標】

| 項目 | 目標 | 備考 |
|----------------|-------|-----------------------------|
| 基準値（令和4年度入所者数） | 675 人 | |
| 入所施設からの地域移行 | 45 人 | 令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数 |
| 令和8年度末の入所者数 | 675 人 | 令和8年度末の入所者数 |
| 施設入所者削減数 | 0 人 | 令和4年度末時点（675 人）からの入所者数削減見込数 |

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備に向けて、精神障がいのある人や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた人等の日常生活圏域を基本として、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。
- ・取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。

| 項目 | 数値 |
|-----------------------------------|------------|
| 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 325日以上 |
| 精神病床における令和8年（2026）年度の入院後3か月時点の退院率 | 68.9%以上 |
| 精神病床における令和8年（2026）年度の入院後6か月時点の退院率 | 84.5%以上 |
| 精神病床における令和8年（2026）年度の入院後1年時点の退院率 | 91.0%以上 |
| 精神病床における令和8年（2026）年度末の1年以上長期入院者数 | 国の推計式により設定 |

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉などの支援者の連携による支援体制づくりに取り組みます。

- ・精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進連絡会>

| 項目 | | 実績目標 | | | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 | | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 | 保健 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 医療（精神科） | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | 医療（精神科以外） | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 福祉 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | 介護 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 当事者 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 家族 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | その他（学識経験者） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | その他（必要と認める者）※ | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

※ 地域の精神保健、医療、福祉に精通した専門職

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- ・令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制を構築します。
- ・相談支援事業所と障がい者相談支援センターとの連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・地域生活支援拠点等検証委員会において、支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行います。
- ・強度行動障害を有する者への支援体制として、障がい者自立支援協議会に強度行動障害支援ワーキングを設置し、実態調査や支援体制の検討を行います。

【地域生活支援の充実の目標】

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| コーディネーターの配置人数 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

4 福祉施設から一般就労への移行等

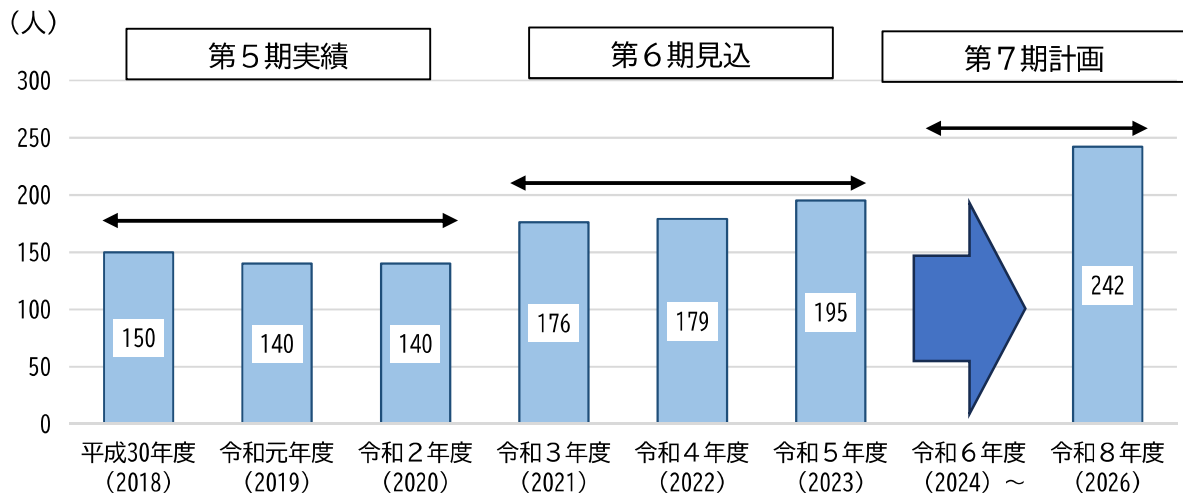
【国の基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。
 - ・就労移行支援については、令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・就労継続支援A型は令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・就労継続支援B型は令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
 - ◆福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
 - ◆一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。
-
- ・企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障害者雇用の促進を図ります。
 - ・障害者雇用における法定雇用率が令和6（2024）年4月以降段階的に引き上げられます。民間企業の法定雇用率は令和6（2024）年4月に2.5%、令和8（2026）年7月に2.7%に引き上げられます。また、障がいのある人を雇用しなければならない対象事業主の範囲は、令和6（2024）年4月に40.0人以上、令和8（2026）年7月に37.5人以上になります。その他、障害者雇用における算定方法の変更や障害者雇用のための事業主支援強化などにより、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

【就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標】



【就労支援施設等から一般就労への移行等の目標】

| 項目 | 目標 令和8年度 (2026) | 備考 |
|---|-----------------------|--------------------------------|
| 一般就労への移行者数 | 242人 | 令和3年度実績(176人)の1.37倍 |
| うち就労移行支援利用者 | 189人 | 令和3年度実績(144人)の1.31倍 |
| うち就労継続支援A型利用者 | 27人 | 令和3年度実績(13人)の2.07倍 |
| うち就労継続支援B型利用者 | 26人 | 令和3年度実績(12人)の2.16倍 |
| 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 | 13事業所 | 一般就労移行率が5割以上の一般就労移行支援事業所が全体の5割 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 67人 | 令和3年度末実績(47人)の1.42倍 |
| 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 | 28% | |

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

令和8年度末までに

- ・ 児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン⁴⁸）の推進体制を構築する。
- ・ 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取り組みを進めることを基本とする。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置する。
- ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆障がいのあるこどもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- ◆各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。
- ・ 児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・ 新生児聴覚検査から療育につながるため、聴覚検査の結果を担当保健師と情報共有し、保健師による指導援助等を行います。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・ 医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置します。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置します。

48 インクルージョン：包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。
 - ・相談支援体制の強化・充実を図るため障がい者基幹相談支援センターを継続して設置します。
 - ・障がい者基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
 - ・障がい者自立支援協議会において、個別事例で共同支援を実施しても解決できない地域課題について検討し、必要な社会資源の改善等につなげます。

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| 主任相談支援専門員の配置数 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 550件 | 550件 | 550件 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 80件 | 80件 | 80件 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 | 250回 | 250回 | 250回 |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 7回 | 7回 | 7回 |
| 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 | 28回 | 28回 | 28回 |
| 相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数 | 140 | 140 | 140 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 3 | 3 | 3 |
| 協議会の専門部会の実施回数 | 6回 | 6回 | 6回 |

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、国の示す障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆障害福祉サービス等利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。
- ・障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を図ります。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築の目標】

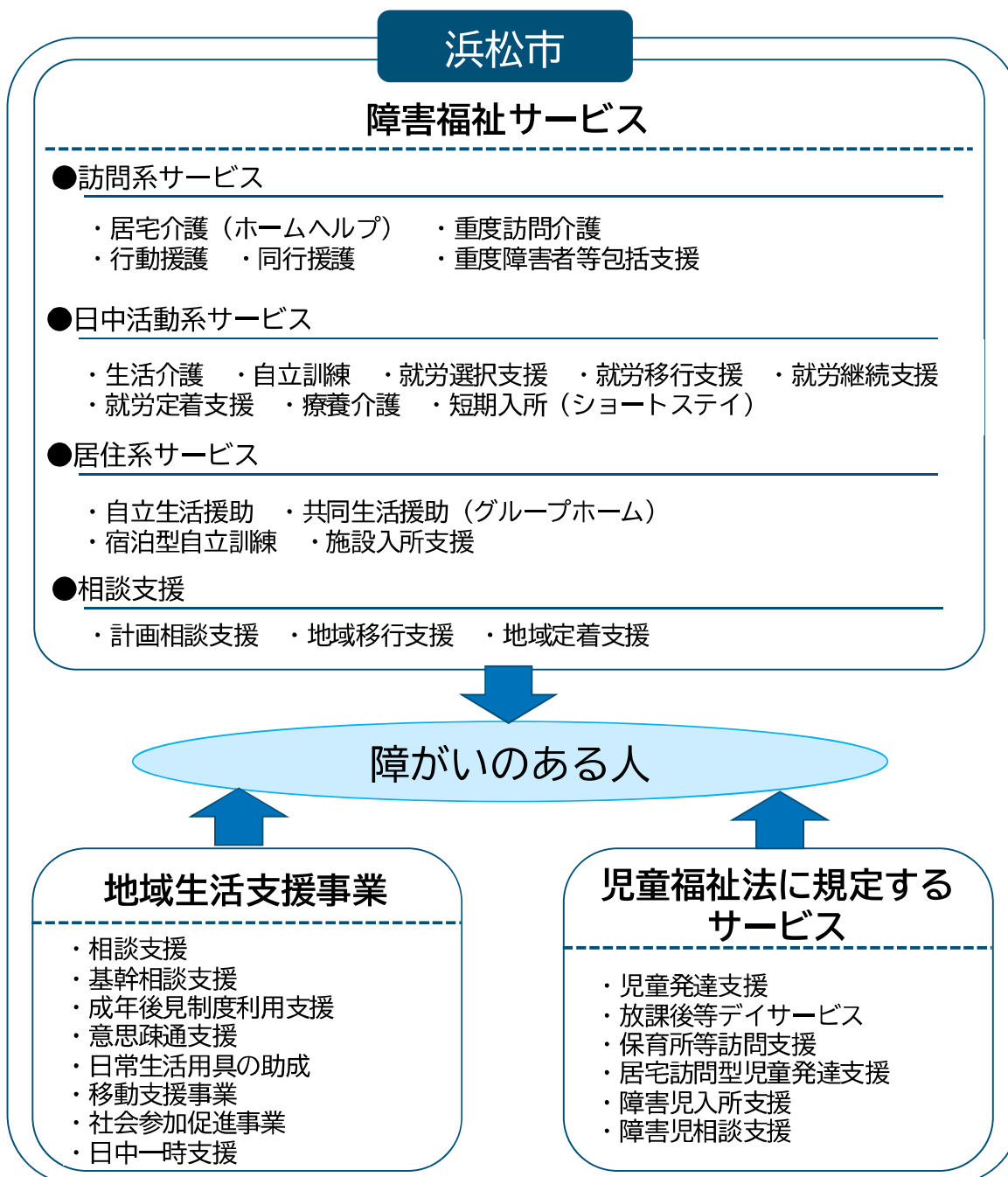
| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数 | | | |
| 相談支援従事者初任研修 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 障害支援区分認定調査員研修 | 14人 | 14人 | 14人 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有する回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

第3章 福祉サービスの見込量

基本理念等を念頭に置き、住み慣れた地域での暮らしを送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に規定するサービス等により総合的にサポートします。

本計画において、サービス見込量を計画するとともに、下記により見込量確保に努めます。

- ・事業者への情報提供や事業者間の連携強化を図り、円滑なサービス提供を推進します。
- ・事業実施の意向を有する事業者の把握に努め、事業者の参入を促進します。



《第7期障がい福祉実施計画》

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、グループホームや施設に入所して利用できる「居住系サービス」、「相談支援」に分けられます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅者を対象としたサービスで、介護を担う家族支援のためのサービスとしても利用されています。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 利用者数 | 875 | 938 | 992 | 1,050 | 1,111 | 1,175 |
| | 時間/月 | 12,696 | 14,010 | 14,664 | 15,513 | 16,411 | 17,361 |
| 重度訪問介護 | 利用者数 | 44 | 49 | 58 | 68 | 81 | 95 |
| | 時間/月 | 10,984 | 14,062 | 15,377 | 18,151 | 21,420 | 25,276 |
| 同行援護 | 利用者数 | 119 | 130 | 133 | 137 | 140 | 144 |
| | 時間/月 | 1,581 | 1,874 | 1,803 | 1,850 | 1,898 | 1,948 |
| 行動援護 | 利用者数 | 13 | 17 | 20 | 24 | 28 | 34 |
| | 時間/月 | 111 | 138 | 189 | 224 | 265 | 315 |
| 計 | 利用者数 | 1,051 | 1,134 | 1,203 | 1,279 | 1,360 | 1,448 |

【見込量の考え方】

- ・すでに利用している者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、第6期計画の実績を踏まえ利用者数及び利用時間を見込みます。
- ・重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありませんが、実態把握や事業所の指定に向けて取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場です。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。

④ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑧ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 生活介護 | 利用者数 | 1,613 | 1,648 | 1,683 | 1,719 | 1,756 | 1,794 |
| | 日数/月 | 32,217 | 33,189 | 34,149 | 34,880 | 35,626 | 36,389 |
| 自立訓練（機能訓練） | 利用者数 | 37 | 36 | 42 | 49 | 56 | 65 |
| | 日数/月 | 319 | 336 | 360 | 418 | 485 | 563 |
| 自立訓練（生活訓練） | 利用者数 | 77 | 94 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| | 日数/月 | 1,052 | 1,200 | 1,141 | 1,141 | 1,141 | 1,141 |
| 精神障害者利用分 | 利用者数 | 63 | 68 | 61 | 61 | 61 | 61 |
| | 日数/月 | 822 | 876 | 876 | 876 | 876 | 876 |
| 就労選択支援 | 利用者数 | | | | | 12 | 12 |
| | 日数/月 | | | | | 168 | 168 |
| 就労移行支援 | 利用者数 | 321 | 327 | 349 | 372 | 396 | 423 |
| | 日数/月 | 5,747 | 5,608 | 6,110 | 6,515 | 6,947 | 7,408 |
| 就労継続支援（A型） | 利用者数 | 612 | 687 | 709 | 731 | 754 | 778 |
| | 日数/月 | 12,414 | 13,835 | 14,441 | 14,865 | 15,334 | 15,818 |
| 就労継続支援（B型） | 利用者数 | 1,384 | 1,401 | 1,441 | 1,483 | 1,525 | 1,569 |
| | 日数/月 | 25,621 | 26,188 | 27,243 | 28,028 | 28,832 | 29,661 |
| 就労定着支援 | 利用者数 | 139 | 153 | 163 | 174 | 186 | 198 |

【見込量の考え方】

- ・第6期計画の中各サービスの利用量の伸びや、施設入所者・精神に障がいのある入院中の人の地域生活への移行、特別支援学校の卒業生等でサービスの利用が見込まれる人の数を勘案して利用者数及び利用量を見込みます

⑨ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--------------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 療養介護 | 利用者数 | 107 | 107 | 113 | 119 | 125 | 132 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・第6期計画の中の各サービスの利用量の伸びを踏まえ利用者数を見込みます。 | | | | | | | |

⑩ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 短期入所 | 利用者数 | 375 | 462 | 472 | 483 | 493 | 504 |
| | 日数/月 | 2,522 | 2,766 | 2,903 | 2,967 | 3,032 | 3,099 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・第6期計画の利用者数の状況や今後の介護者の緊急時等の利用希望を踏まえ、利用者数と利用日数を見込みます。 | | | | | | | |

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、共同生活援助（グループホーム）と専門的な支援を行う入所施設で支援を行います。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | (2024) | (2025) | (2026) |
| 自立生活援助 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 精神障害者利用分 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 【見込量の考え方】 ・施設入所者等の地域移行や入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行を勘案し、利用者数を見込みます。 | | | | | | | |

② 共同生活援助（グループホーム）

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | (2024) | (2025) | (2026) |
| 共同生活援助 | 利用者数 | 592 | 706 | 750 | 796 | 848 | 903 |
| 精神障害者利用分 | 利用者数 | 145 | 210 | 223 | 237 | 252 | 269 |
| 【見込量の考え方】 ・グループホームの定員が増加しております。 ・地域移行が促進することで利用量が増加すると見込みます。 | | | | | | | |

③ 宿泊型自立訓練

居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 | 28 | 31 | 32 | 34 | 35 | 37 |

【見込量の考え方】

- ・第6期計画中の利用の実績や地域移行の促進による利用を勘案し、利用者数を見込みます。

④ 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 施設入所支援 | 利用者数 | 665 | 675 | 675 | 675 | 675 | 675 |

【見込量の考え方】

- ・入所待機者が増加傾向にありますが、地域生活への移行を進め、令和4年度実績と同数を見込みます。
- ・障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる体制整備を進めるとともに、入所待機者の解消にも取り組みます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 5,708 | 5,999 | 6,287 | 6,589 | 6,905 | 7,236 |
| 【見込量の考え方】 ・障害福祉サービス利用者が毎年度5%程度増加していることから、増加を見込みます。 | | | | | | | |

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 7 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 精神障害者利用分 | 利用者数 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 【見込量の考え方】 ・施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。 | | | | | | | |

③ 地域定着支援

居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|----------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 112 | 99 | 100 | 100 | 101 | 102 |
| 精神障害者利用分 | 利用者数 | 89 | 80 | 80 | 80 | 81 | 82 |

【見込量の考え方】

- ・第6期計画中的実績や精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて、市の創意工夫により実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等や障がい特性等について地域住民の理解を深めるために研修や啓発活動を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 理解促進研修・ 啓発事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 【実施に関する考え方】 | | | | | | | |
| ・障がいに関する理解啓発を図る事業を引き続き実施します。 | | | | | | | |

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した社会生活等を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自発的な取り組みに対して支援を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|----------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 自発的活動支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 【実施に関する考え方】 | | | | | | | |
| ・障がい者団体の活動に対し、引き続き支援を行います。 | | | | | | | |

③ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 基幹相談支援センター | 設置数 (か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援事業 | 設置数 (か所) | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| | 相談件数 | 39,664 | 38,021 | 36,643 | 37,083 | 37,528 | 37,978 |

【見込量の考え方】

- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、引き続き障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図ります。
- ・ 障がい者相談支援センターにおいて必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て、報酬費助成)

成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる知的又は精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 市長申し立て | 件数 | 6 | 4 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 報酬費助成 | 件数 | 80 | 91 | 91 | 92 | 98 | 104 |

【見込量の考え方】

- ・ (市長申し立て)身寄りがなく、成年後見制度の利用が難しい人に市長申し立てにより制度利用につなげ、権利擁護を図ります。
- ・ (報酬費助成)成年後見制度を利用している人が、生活困窮等により後見人等への報酬の支払いが難しい場合に報酬費助成を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 【実施に関する考え方】 | | | | | | | |
| ・法人後見の支援を引き続き実施します。 | | | | | | | |

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 手話通訳者 | 派遣人数 | 1,025 | 1,052 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 要約筆記者 | 派遣人数 | 32 | 47 | 50 | 60 | 60 | 60 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。 | | | | | | | |

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活を支援する用具を給付します。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 40 | 45 | 40 | 45 | 45 | 45 |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 75 | 78 | 67 | 75 | 79 | 83 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 140 | 93 | 108 | 112 | 116 | 120 |
| 情報・意思疎通 支援用具 | 給付件数 | 691 | 702 | 760 | 775 | 790 | 805 |
| 排せつ管理支援用具 | 給付件数 | 15,800 | 15,924 | 16,019 | 16,307 | 16,595 | 16,883 |
| 居宅生活動作補助用具 | 給付件数 | 23 | 19 | 15 | 22 | 22 | 22 |
| 合計 | 給付件数 | 16,769 | 16,861 | 17,009 | 17,336 | 17,647 | 17,958 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・日常生活用具の適切な給付を受けられるよう、第6期計画の実績を踏まえ、利用件数を見込みます。 | | | | | | | |

⑧ 奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 手話奉仕員養成講座 | 修了者数 | 1 | 82 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 要約筆記者養成講座 | 修了者数 | 8 | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開講します。 | | | | | | | |

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促すため外出のための支援を行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 移動支援事業 | 利用者数 | 335 | 353 | 373 | 395 | 417 | 440 |
| | 時間/月 | 2,319 | 2,386 | 2,470 | 2,555 | 2,630 | 2,705 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・安定したサービスが供給できるよう、人材の確保やサービスの質の向上に努めます。 | | | | | | | |

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|-----------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 地域活動支援センター 機能強化事業 | 設置数 (か所) | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| | 利用者数 | 14,165 | 14,299 | 14,442 | 15,642 | 16,842 | 16,842 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・障がいのある人の社会参加が促進されるよう、努めます。 | | | | | | | |

①-1 専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業）

専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人等が自立した生活を営むことができるようにします。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | | | |
| 発達障害者 支援センター | 設置数 (か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 相談支援件 数 | 5,409 | 5,357 | 5,100 | 5,100 | 5,100 | 5,100 |
| | 関係機関へ の助言回数 | 976 | 990 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の 支援プログラム | 受講者数 | 36 | 33 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実施者数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

【見込量の考え方】

- ・発達相談支援センターを継続して設置し、発達障害者支援専門機関として相談に応じるほか、支援者育成や研修会の開催等により発達障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。
- ・保護者がこどもの個性に合った子育てをサポートするプログラムを実施します。また、保育士、幼稚園教諭等が、発達障がいのある（疑いのある）こどもやその保護者に対し、適切な支援ができるよう研修を実施します。

①ー2 専門性の高い相談支援事業（障害児療育支援事業）

在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 障害児療育支援事業所 | 設置数 (か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 【実施に関する考え方】 ・身体障がい児、知的障がい児、重度心身障害児の地域生活を支えるための療育指導を行います。 | | | | | | | |

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（手話・要約、盲ろう、失語症）

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 手話・要約 | 修了者数 | 19 | 21 | 23 | 25 | 27 | 29 |
| 盲ろう | 修了者数 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 失語症 | 修了者数 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| 【見込量の考え方】 ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を県と共に養成します。 | | | | | | | |

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（手話・要約、盲ろう）

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した生活を行うことができるよう努めます。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 手話・要約 | 利用件数 | 4 | 8 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 盲ろう | 利用件数 | 529 | 365 | 400 | 450 | 450 | 450 |
| 【見込量の考え方】 ・会議、研修会、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の派遣や、専門性の高い盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を県とともにを行います。 | | | | | | | |

⑭ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、発達障がいのある人への支援体制の充実を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | | | |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 発達障害者支援 地域協議会 | 開催数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| <p>【実施に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある人への支援の推進体制や地域の実情に応じた体制の整備など、発達障がいのある人を支援する施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会を継続して開催します。 | | | | | | | |

(2) 任意事業

① 移動入浴サービス事業

身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | (2024) | (2025) | (2026) |
| 移動入浴サービス事業 | 利用者数 | 42 | 49 | 50 | 51 | 52 | 52 |
| | 利用回数 (年) | 3,361 | 3,720 | 3,783 | 3,859 | 3,935 | 3,935 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・安定したサービスが供給できるよう、事業者の確保に努めます。 | | | | | | | |

② 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|--------------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | (2024) | (2025) | (2026) |
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | 528 | 539 | 550 | 560 | 571 | 582 |
| | 時間/月 | 6,509 | 6,326 | 7,617 | 7,650 | 7,685 | 7,722 |
| 【見込量の考え方】 | | | | | | | |
| ・対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。 | | | | | | | |

② 社会参加促進事業

各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。

| | | 実績 | | | 見込 | | |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | ※令和5年度は見込 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | (2024) | (2025) | (2026) |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 実施回数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芸術・文化講座開催等事業 | 実施回数 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 利用者数 | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| <p>【実施に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のスポーツ大会、障害啓発イベント等の継続開催や文字による情報を得ることが難しい人への点字版、音声版の広報はままつを継続して発行します。 | | | | | | | |